

着実な前進と、更なるチャレンジ

消費者金融のパイオニアとして

当社は「庶民金融の理想を追求し、その限界に挑戦する」という創業の精神のもと、時代の変化やお客さまのニーズに基づいたサービスの提供に努めてきました。

1962年3月20日大阪市都島区にプロミスの前身となる「関西金融」を設立し、翌1963年2月には「関西プロミス」に社名を変更しました。これはお客さまと貸金業者は本来対等な立場であり、お互い約束を守って明るい取引をすべきとの創業の理念の象徴として、社名に約束を意味する「プロミス」という言葉を用いたものです。また同年4月1日、現在のリボルビング方式の前身となった約束手形の形式を模した小切手帳を用いた金融システムを導入し、無担保小口貸付に特化した消費者金融業を開業しました。これは、お客さまの立場に立って開発した新しい消費者金融システムであり、当時、個人を対象とした金融が質草（担保）をとる質屋などに限られていたのに対し、連帯保証人や物的担保をとるのではなく、お客さまが限度額の範囲内でお借入れ・ご返済をいつでも自由に繰り返し行えるもので、画期的な仕組みでした。

創業から20年を経て、1983年8月には業界に先駆けて「自動与信システム」を導入しました。「自動与信システム」とは、創業以来、蓄積してきたお客さまの属性や取引データをもとに、審査時に聴取したお客さまの情報と信用情報機関への照会で得た情報から与信額を自動で設定できるシステムのことで、これにより与信の平準化を図り、当時400店舗にも及ぶ各支店の支店長がスピーディかつ正確な与信決定ができるよう統計学的裏付のある統制の取れた与信システムとして確立されました。自動与信システムは、随時見直しをし、経営環境を



踏まえた与信提供を行うため、レベルアップに取り組んでいます。また、国内だけではなく海外でも関連する法令などに合致し、お客さまに適正な限度額が算出できる与信システムを構築しています。

当社の事業展開において要となっているのは、与信のノウハウです。契約時の審査のみならず、契約後も定期的に信用情報機関への照会を行い、変化するお客さまの状況を把握するとともに、一つひとつのお取引を確認しながら無理なくお取引いただけるようにしています。消費者金融事業の特性は4つの「S」（Speed / 迅速性、Simple / 利便性、Secret / 秘匿性、Safety / 安全性）

で表現され、当社はこの「4S」に基づきお客さまが安心してお金を借りることができるサービスの提供を行ってまいりました。消費者金融事業で培った「4S」を強みとしたビジネスモデルと与信ノウハウを活かして、金融機関との保証業務提携の推進、台湾・香港・タイ・中国本土での海外事業の展開、サービサー事業の推進など、事業の拡大を図っています。

当社は消費者金融のパイオニアとして、安全性、利便性の向上に向けたサービスの開発や提供に取り組み続けるとともに、ノウハウを活かした各事業の推進により多様なお客さまの資金ニーズにお応えしていきます。

[与信システムの概要]

